○国土交通省告示第千四百三十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＫＫＲ	112343	第三白龍丸	22. 10. 18
８ＬＶＮ	125291	出羽丸	22. 10. 13
ＪＦＩＷ	126533	若葉丸	22. 10. 4
ＪＦＱＩ	135108	第三十八良栄丸	22. 10. 20
ＪＪＫＶ	126173	越後丸	22. 10. 6
ＪＫＨＣ	128175	北上丸	22. 10. 4
ＪＫＲＨ	119201	まつうら	22. 10. 26
ＪＥ3016	130777	第十六新栄丸	22. 10. 1
ＪＧ2876	109767	第二十三興丸	22. 10. 4
ＪＧ4064	121866	第十一あずき丸	22. 10. 21
ＪＧ4408	128089	盛興丸	22. 10. 5
ＪＧ4851	130283	第三十二勇盛丸	22. 10. 15
ＪＧ4983	132036	永進丸	22. 10. 14
ＪＧ5194	133842	第二さゆり丸	22. 10. 6
ＪＧ5421	135205	第十二宗像丸	22. 10. 18
ＪＧ5440	135225	日伸丸	22. 10. 12
ＪＧ5535	136600	龍和丸	22. 10. 19
ＪＨ3301	133207	第八大勝丸	22. 10. 8
ＪＨ3323	133232	第一かもめ丸	22. 10. 7
ＪＩ3012	119721	第二十三明祐	22. 10. 18
ＪＩ3233	126553	第十博晴丸	22. 10. 1
ＪＩ3326	128680	第三幸栄丸	22. 10. 21
ＪＩ3609	135915	第一明祥丸	22. 10. 19
ＪＪ3574	130788	第二十五天神丸	22. 10. 15
ＪＪ3615	130830	第六神通丸	22. 10. 18
ＪＪ3661	129243	あさしお丸	22. 10. 18
ＪＪ3681	129264	ニューながと	22. 10. 26
ＪＫ4534	127359	天常丸	22. 10. 25
ＪＫ4911	130975	新幸栄	22. 10. 18
ＪＫ5101	132489	東春丸	22. 10. 19
ＪＫ5391	134744	第三進洋丸	22. 10. 6
ＪＬ5567	129083	寅吉丸	22. 10. 26
ＪＬ6123	132996	翔栄丸	22. 10. 13
ＪＬ6407	135084	第一すみせ丸	22. 10. 12
ＪＭ5608	129390	第三博新丸	22. 10. 19
ＪＭ5698	130338	清興丸	22. 10. 25
ＪＭ5771	130425	日勝丸	22. 10. 8
ＪＭ6005	131396	第八福和丸	22. 10. 12
ＪＭ6084	132640	第五日海丸	22. 10. 12

○国土交通省告示第十四百三十六号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	船舶番号	船名	証書の日付
			昭和
2115	109656	第七十永久丸	55. 12. 8

○国土交通省告示第十四百三十七号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	船舶番号	船名	証書の日付
			平成
A0315131	131704	クイーンクルィス1	15. 1. 23
A07171120	135288	拓洋丸	19. 4. 13
A0916105	132364	まりーんふらわあ2	21. 3. 5

○環境省告示第八十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月二日

環境大臣　松本　龍

表３－ヨード－Ｎ－（２－メシル－１，１－ジメチルエチル）－Ｎ－｛４－［１，２，２－トラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］－ｏ－トリル｝フタルアミド（別名フルベンジアミド）項の次に次のように加える。

（ＲＳ）－Ｎ－（α－シアノ－２－デシル）－４－エチル－２－（エチルアミノ）－１，３－チアゾール－５－カルボキサミド（別名エタボキサム）	35μg／１
１－（４－クロロフェニル）－３－（２，６－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名ジフルベンズロン）	0.43μg／１
メチル＝Ｎ－（２－｛［１－（４－クロロフェニル）－１Ｈ－ピラゾール－３－イル］オキシメチル｝フェニル）Ｎ－メトキシカルバマート（別名ピラクロストロビン）	0.6μg／１
Ｓ－４－フェノキシブチル＝ジメチル（チオカルバマート）（別名フェノチオカルブ）	9.0μg／１
３－クロロ－Ｎ－（３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル）－α，α，α－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－ｐ－トルイジン（別名フルアジナム）	9.3μg／１
（Ｒ）－２－［４－（６－クロロ－１，３－ベンゾオキサゾール－２－イルオキシ）フェノキシ］－２’－フルオロ－Ｎ－メチルプロピオンアニリド（別名メタミホップ）	28μg／１

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県耶麻郡猪苗代町大字山潟字田子沼一〇四一番四六から同町大字山潟字田子沼一四〇三番一四まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二日

○四国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
			メートル	キロメートル
四国横断自動車道阿南四万十線	須崎市安和字千代ヶ谷五〇九番一から同市安和字千代ヶ谷二〇八九番一まで	前	最小 七一・六五	○・〇八五
		後	最大 一〇七・三一 最小 四二・〇〇	○・〇八五
	高知県高岡郡中土佐町久礼字道ノ川谷山八〇三〇番一から同町久礼字峯ノ川七一一〇番二地先まで	前	最大 一六五・五九 最小 四二・〇〇	○・二四六
		後	最大 一八二・〇六 最小 四二・〇〇	○・二四六
	高知県高岡郡中土佐町久礼字権現谷七六一一番一から同町久礼字権現谷七六〇八番一まで	前	最大 一〇八・一三 最小 四二・〇〇	○・一八五
		後	最大 一二三・〇六 最小 四二・〇〇	○・一八五

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所